

「18歳未満にも選挙で応援する自由を」訴訟 弁護団声明

東京地方裁判所民事第2部（衣斐瑞穂裁判長）は、2026年（令和8年）9月25日、未成年者が自発的に行う選挙運動を一律に禁止する公職選挙法137条の2第1項（以下「本件禁止規定」といいます。）及び同規定違反を理由に未成年者に刑罰や公民権停止を科す同法239条1項1号・252条（以下「本件各制裁規定」といいます。）は、憲法21条1項に違反するとの判決を言い渡しました。

本判決は、まず、選挙運動の自由は憲法21条1項が保障する政治的表現の自由として未成年者にも当然に保障されるとし、選挙権を有しないことをもって選挙運動の自由がないと解する根拠は認め難いと判示しました。その上で、選挙運動それ自体は社会的非難を受ける活動ではなく、スポーツや音楽活動と同様に法令で禁止する根拠は乏しいとし、また国が主張する弊害は他の規定によりすでに規制されていることなどから、本件禁止規定及び本件各制裁規定は必要かつ合理的な規制とはいえないと判断しました。本判決のこの判断は正当であり、未成年者の選挙運動の自由を正面から認めた点で重大な意義を持つもので、国会は速やかに法改正を実現するべきものと考えております。

他方で、本判決は、何人も未成年者を使用して選挙運動をしてはならないと定める公職選挙法137条の2第2項（以下「本件使用禁止規定」といいます。）及びその違反に対する制裁規定については、未成年者が、親権者等、その意思決定に影響力を有する立場の者によって、本人の意思に沿わない選挙運動に従事させられる蓋然性があるなどとして、未成年者を選挙運動に使用することを禁止する必要性は高いとしました。この判断には重大な疑問があります。

本判決が懸念する弊害は、本人の意思に沿わない態様での使用を規制すれば防ぐことができるのであり、自発的な選挙運動まで全面的に禁止する理由はありません。本件使用禁止規定が現行のまま維持される限り、未成年者自身が自発的に他者と共同して行う選挙運動への参加を望む場合であっても、受け入れる側の行為が「使用」に当たるおそれがあり、結果として未成年者がそこに加わる道は閉ざされます。現に、原告福島は、自ら選挙ボランティアを申し出て組織的な選挙運動に参加しようとしたが、本件使用禁止規定があるために、それを果たすことができませんでした。本件禁止規定が廃止されたとしても、本件使用禁止規定が残る限り、未成年者の選挙運動の自由が十分に保障されたとはいえません。

また、本判決は、本件禁止規定等を違憲としながら、違憲性が明白とはいえないとして国の賠償責任を否定しましたが、70年以上にわたりこれを放置してきた国会の責任が問われないことは容認できません。

以上から、原告らは、これらの判断を不服として、控訴することとしました。

本訴訟は、2025年2月の提訴以来、原告らに賛同する多くの方々によって支えられてきました。ここに改めて、関心を寄せ、行動を共にしてくださったすべての方々に心より感謝申し上げます。引き続き控訴審においてもご支援を賜れば幸甚です。

2026年（令和8年）10月7日

弁護士 戸田善恭

弁護士 多田晋作

弁護士 太田こもも

弁護士 井桁大介

弁護士 谷口太規

弁護士 亀石倫子